

## 島根県における健全化判断比率等について

### ①実質赤字比率

—% (R3:—%)

注) 実質赤字なし

早期健全化基準=3.75%  
財政再生基準=5%

(指標の説明)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。  
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。  
本県の一般会計等は実質赤字はありませんので、実質赤字比率は該当ありません。

算定方法	
$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	

算定内訳		
(単位: 百万円)		
分子	一般会計等の実質赤字額	0
分母	標準財政規模(※)	277,976

※標準財政規模=標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模

### ②連結実質赤字比率

—% (R3:—%)

注) 実質赤字・資金不足なし

早期健全化基準=8.75%  
財政再生基準=15%

(指標の説明)

県の全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。  
すべての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての財政運営の深刻度を示すものです。  
本県は、全会計とも実質赤字(又は資金不足)はありませんので、連結実質赤字比率は該当ありません。

算定方法	
$\frac{\text{連結(一般会計等+公営事業会計+公営企業会計)実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	

算定内訳		
(単位: 百万円)		
分子	一般会計等の実質赤字額	0
	公営事業会計の実質赤字額	0
	公営企業の資金不足額	0
分母	標準財政規模	277,976

### ③実質公債費比率(3カ年平均)

6.4% (対前年度+1.1ポイント R3:5.3%)

早期健全化基準=25% 財政再生基準=35% 【参考】地方債許可制移行基準=18%

(指標の説明)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。  
借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。  
本県の算定数値は6.4%であり、早期健全化基準を下回っています。また、地方債許可制移行基準18%も下回っています。  
決算剰余金を活用した借換債の発行中止により、分子である地方債の元利償還金が増加したことなどにより、対前年度比で増となっています。

《参考》H23:16.0%、H24:14.6%、H25:13.2%、H26:12.6%、H27:10.5%、H28:7.6%、H29:6.2%、H30:6.1%、R元:6.3%、R2:5.5%、R3:5.3%

算定方法	
$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	

算定内訳		(単位: 百万円)		
項 目		R 2	R 3	R 4
分子	地方債の元利償還金	58,908	56,926	58,296
	準元利償還金	12,591	12,598	12,583
	イ 満期一括償還地方債元金償還金相当額	9,135	9,277	9,378
	ロ 公営企業債の償還財源充当額	2,446	2,386	2,445
	ハ 組合等への地方債償還財源充当額	362	328	287
	ニ 債務負担行為支出額のうち準公債費	648	607	473
	ホ 一時借入金利息			
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額		▲ 60,177	▲ 55,793	▲ 52,092
分 子 計		11,322	13,731	18,787
分母	標準財政規模	279,440	289,063	277,976
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	▲ 60,177	▲ 55,793	▲ 52,092
	分 母 計	219,263	233,270	225,884
実質公債費比率(単年度ごと)		5.16%	5.89%	8.32%

#### ④将来負担比率 165.1% (対前年度+5.3ポイント R3:159.8%)

早期健全化基準=400%

(指標の説明)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。  
 一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。  
 本県の算定数値は165.1%であり、早期健全化基準を下回っています。  
 将来負担額が地方債現在高の減により減少したものの、分母の標準財政規模が減少したことなどにより、対前年度比で増となっています。

《参考》 H23:183.4%、H24:179.7%、H25:178.2%、H26:177.3%、H27:168.8%、H28:174.4%、H29:178.8%、H30:179.2%、R元:186.4%、R2:176.8%、R3:159.8%

算定方法

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)  
 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

算定内訳

(単位:百万円)

項 目		算定額	構成比
分子	一般会計等の地方債現在高	927,537	88.3%
	債務負担行為に基づく支出予定額	1,430	0.2%
	公営企業会計の地方債残高に係る一般会計等負担等見込額	17,089	1.6%
	組合等の地方債残高に係る一般会計等負担見込額	1,215	0.1%
	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	91,670	8.7%
	設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	11,492	1.1%
	連結実質赤字額	0	0.0%
	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0.0%
小 計		1,050,433	100.0%
分母	地方債の償還に充当可能な基金	▲ 82,641	/
	地方債の償還に充当可能な特定の歳入	▲ 8,911	
	地方債の償還に係る基準財政需要額算入見込額	▲ 585,836	
	分 子 計	373,045	
	標準財政規模	277,976	
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	▲ 52,092		
分 母 計		225,884	
将来負担比率		165.1%	

#### ⑤資金不足比率 -% (R3:-%) 注) いずれの会計も資金不足なし

経営健全化基準=20%

(指標の説明)

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率です。  
 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。  
 本県は、いずれの会計も資金不足はありませんので、資金不足比率は該当ありません。

算定方法

資金の不足額  
 事業の規模

算定内訳

(単位:百万円)

会 計 名	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
病院事業会計	0	19,101	-%
電気事業会計	0	2,899	-%
工業用水道事業会計	0	176	-%
水道事業会計	0	1,614	-%
宅地造成事業会計	0	3,041	-%
流域下水道事業会計	0	1,715	-%
中海水中貯木場特別会計	0	0	-%
臨港地域整備特別会計	0	235	-%

## 【参考】地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

### 法律の概要

#### ① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合に財政健全化計画及び財政再生計画の策定等を義務づけ。健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から適用。

#### ② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表（法第3条）

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表（法第22条）

#### ③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率等が一定の基準を超えた場合は、計画の策定を義務づけ。

（早期健全化段階）

- ②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
  - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

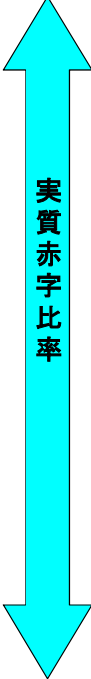
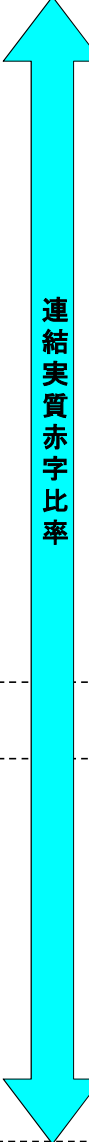



- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る

（財政再生段階）

- ②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
  - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
  - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
  - ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債（※）の起債が可能

※再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

## 【参考】健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名				
一般会計	一般会計等	○一般会計				
		○公債管理特別会計 ○総務事務集中処理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計 ○中小企業制度融資等特別会計				
特別会計	公営事業会計	○国民健康保険特別会計				
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○流域下水道事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計				
一部事務組合等		○隠岐広域連合 ○境港管理組合				※公営企業ごとに算定
地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失補償対象団体のみ)		○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(公財)島根県環境管理センター ○(公財)しまね農業振興公社 ○(公社)島根県林業公社 ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(公財)しまね産業振興財団				